

令和 7 年度 海外商標対策支援助成金 【募集要項】

○申請方法

jGrants（J グランツ）での交付申請と申請書類の提出の両方の手続きが必要です。

jGrants での交付申請

知財センターHPから jGrants の交付申請フォームへ遷移し、交付申請フォームから申請してください。



申請書類の提出（送付）

簡易書留、レターパック、宅配便（信書用）等、記録が残る方法により、下記送付先へお送りください。

※jGrants とは、国が提供する電子申請システムです。

※jGrants を利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。
国の審査により ID 発行に時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

○海外商標対策支援助成金ホームページURL

（申請書類のダウンロード及び jGrants の交付申請ページへ遷移してください）

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/syouhyoutaisaku/>

○申請受付期間

随時（最終受付期限：令和 7 年 12 月 1 日（月） 17 時まで）

※申請日以前に、申請内容に関する知財相談を当センターで受けてください。

○お問い合わせ先（送付先）



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター

海外商標対策支援助成金担当

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

TEL：03-3832-3656

e-mail：chizai-josei@tokyo-kosha.or.jp

URL：https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/index.html

= 申込者情報のお取り扱いについて =

1 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

(2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当公社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

3 「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記1及び2にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(手続サクサクプロジェクトの詳細はこちら)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/base_registry

◆ 個人情報について

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

【目次】

1	簡易要件確認.....	1
2	用語説明.....	2
3	目的.....	3
4	助成内容.....	3
5	申請から交付決定までの流れ.....	4
6	申請における留意事項.....	4
7	助成対象経費.....	5
8	申請要件.....	7
9	申請.....	9
10	審査.....	11
11	交付決定.....	11
12	交付決定後の流れ.....	12
13	助成事業の経理.....	13
14	報告書類.....	13
15	事業計画の変更・中止.....	16
16	助成事業完了後の注意事項.....	16
17	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還.....	17
18	知的財産に関する無料相談について.....	17
補足	よくあるご質問.....	18
巻末1	申請時に提出する書類.....	20
巻末2	実績報告時に提出する帳票類のサンプル.....	34

1 簡易要件確認

（１）申請要件 →詳細は7頁「8 申請要件」等を参照	対象とならない例
○令和7年4月1日以前に設立（設立登記又は開業届出）し、実質的に事業を行っている東京都内の中小企業者等ですか？	・令和7年4月2日以降に設立 ・客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていないもの ・都内に登録簿上の本店又は支店がない中小企業者 ・大企業、医療法人、学校法人、宗教法人等
はい↓	
○ビジネス上の障害を受けている商標は、自己の名義にて権利化し又は出願している国内外において同一又は類似する商標を用いたものですか？	・自己の名義にて国内又は外国において、権利化又は出願していない商標
はい↓	
（２）助成内容 →詳細は3頁「4 助成内容」を参照	対象とならない例
○助成金申請を検討している類似商標等の取消や無効化に係る対策は、外国で自らが実施する対策ですか？（複数国への類似商標等の取消や無効化に係る対策は可）	・日本国内での類似商標等の取消や無効化に係る対策 ・自己の商標が外国で受けている取消や無効化に対する対策
はい↓	
○外国企業又は外国の個人が権利化又は出願している類似商標等の取消や無効化に係る対策ですか？	対象とならない例 ・日系企業が権利化又は出願している類似商標等の取消や無効化に係る対策
はい↓	
○助成金申請者が対策の実施者に含まれる類似商標等の取消や無効化に係る対策ですか？	対象とならない例 ・助成金申請者が対策の実施者に含まれない類似商標等の取消や無効化に係る対策
はい↓	
【類似商標等の取消や無効化に係る対策を複数の事業者で共同実施する場合のみ】 ○類似商標等の取消や無効化に係る対策の共同実施者間の費用負担割合が明示された書類を提出できますか？	対象とならない例 ・類似商標等の取消や無効化に係る対策の共同実施者間の費用負担割合を示すことができない場合
はい↓	
○類似商標等の取消や無効化に係る対策の発注又は契約、実施、支払の全ての完了が令和7年4月1日以降ですか？	対象とならない例 ・令和7年3月31日以前に発注又は契約、実施、支払のいずれかが完了しているもの
はい↓	
（３）助成対象経費 →詳細は5頁「7 助成対象経費」を参照	対象とならない例
○助成金の対象となる経費は、外国への類似商標等の取消や無効化に係る対策に要する経費（外国へ類似商標等の取消や無効化に係る対策をするための必要最小限の経費）ですか？	・出願に要する経費（中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等も含む） ・手続期限を延長するための経費
はい↓	
○助成対象経費の支出者と助成金申請者は同一となりますか？	対象とならない例 ・助成対象経費の支出者と助成金申請者が異なるもの
はい↓	
本助成金の活用をご検討ください。 ※申請日以前に、申請内容に関する知財相談を当センターで受けてください。 ※他にも注意点がございますので、必ず次頁以降で詳細をご確認ください。	

2 用語説明

本募集要項に記載されている助成金に関する主な用語の説明は、以下のとおりです。

用語	説明
助成金	予め提出された交付申請書に基づき、東京都知的財産総合センター（以下、「知財センター」という。）が審査を経て、助成金の支払対象とすることやその上限額等を決定し、申請者が申請書の記載内容を実施した後、知財センターによる完了検査を経て、その実施経費の一部について、一括の後払いで支払うもの
申請	助成金に申し込むこと。交付申請も同義
申請者	助成金交付申請書の名称欄に記載される助成金に申請する中小企業者等
交付	知財センターが助成金を支払うこと
申請事業	申請者が助成金の交付対象として申請する取組（※申請者が営むビジネスそのものではありません。）
助成事業	申請事業のうち、助成金の交付対象とすることを知財センターが決定した事業（※申請者が営むビジネスそのものでありません。）
交付決定	知財センターが申請事業を助成事業として決定すること
助成事業者	知財センターから交付決定を受けた申請者
助成事業に要する経費	申請事業若しくは助成事業に要する、消費税等も含む総支出。総事業費も同義
助成対象経費	助成事業に要する経費のうち、消費税等を除いた助成金の交付対象となる経費
助成対象外経費	助成事業に要する経費のうち、消費税等の助成金の交付対象とならない経費
助成率	助成対象経費のうち助成金として交付される金額を算定するための割合
助成限度額	助成金として交付されうる制度上の最大金額
助成金交付申請額	助成金交付申請書に記載された助成対象経費に助成率を乗じた助成限度額までの金額
助成予定額	助成金交付申請額に基づいて算定された、交付決定時点において助成金として交付されうる最大金額
助成対象期間	助成対象経費とするために、助成事業者が発注又は契約、実施、支払、源泉所得税の納付等の全てを完了しなければならない期間。助成対象経費の算定期間、助成事業実施期間も同義

3 目的

本助成金は、自社ブランドによる海外販路拡大を目指すに当たり、進出予定国において出願され権利化された第三者の有する商標又はその類似商標（以下「類似商標等」という。）がビジネスの障害になっている東京都内の中小企業者等に対して、当該障害となっている商標の取消や無効化に要する行政手続き及びそれに関する行政訴訟（民事訴訟は含まれない）の経費、これらの手続きに伴う示談、和解、損害賠償等に関する弁護士・弁理士経費（示談、和解、損害賠償自体の金銭は含まれない）及びこれらの遂行に必要な調査のための経費の一部を助成し、取消や無効化に関する戦略の策定、体制の構築、進捗状況に応じた対策を継続的かつ強力に支援することによって、中小企業者等の自社ブランドによる国際展開を後押しし、東京の産業を牽引する企業を創出することを目的とします。

4 助成内容

（１） 助成対象期間（助成事業実施期間）

令和7年4月1日から最長令和9年12月31日まで（2年9か月）

助成対象期間は、年度ごとに3期間に区分できます。

令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日（第1期）

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日（第2期）

令和9年度：令和9年4月1日から令和9年12月31日（第3期）

各期の終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。

（２） 助成限度額

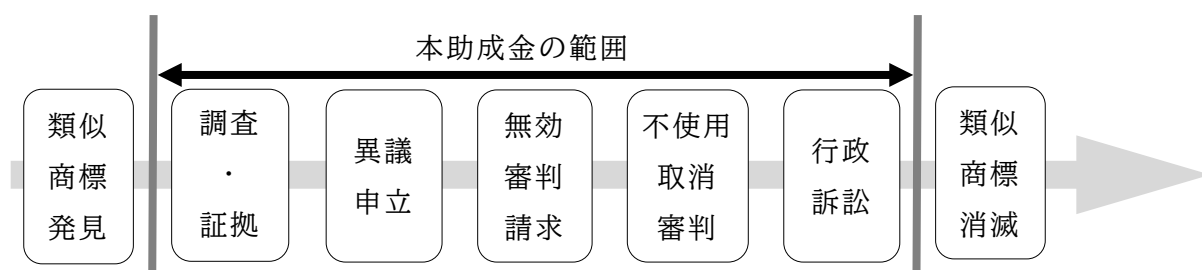
500万円（3期通算）

（３） 助成率

助成対象と認められる経費の1／2以内

（４） 助成対象経費

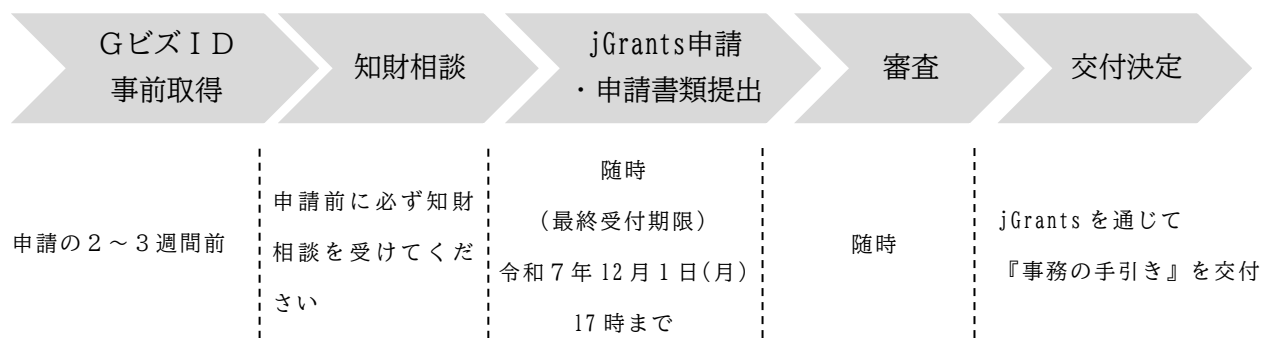
障害となっている商標の取消や無効化に要する行政手続き及びそれに関する行政訴訟の経費、これらの手続きに伴う示談、和解、損害賠償等に関する弁護士・弁理士経費及びこれらの遂行に必要な調査に要する経費の一部（詳細は5頁の「7 助成対象経費」を参照）



※ 日系企業に対する案件は本助成金の対象から除きます。

5 申請から交付決定までの流れ

申請から交付決定までの流れは下表のとおりです。状況により変更する場合があります。



6 申請における留意事項

(1) 助成対象とならない事業の例

- ア 開業、運転資金など本助成金の目的以外の経費の助成を目的としているもの
- イ 令和9年12月31日までに、完了が見込めないもの
- ウ 公序良俗に反するなど、助成対象の内容について公社が適切ではないと判断するもの

(2) 助成金申請における主な留意事項

- ア 同一年度の交付決定は、一中小企業者等につき一件とします。
- イ 類似商標等の取消や無効化に係る対策の複数の事業者による共同実施に係る経費については、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成予定額を決定します。ただし、一件の申請に対し500万円を上限とします(3期通算)。
- ウ 助成事業の完了は、助成対象期間内に助成事業者による類似商標等の取消や無効化に係る対策の手续が完了したことを確認できることが条件となります。
- エ 交付決定の後、実績報告時の関係書類として、支払が確認できる書類(請求書、振込控等)のほか、その履行が確認できる資料(完了報告書類)の提出が必要です(詳細は13頁の「14 報告書類」を参照)。
- オ 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。
- カ 同一の類似商標等の取消や無効化に係る対策に対して、他の助成金と重複して助成金を受けることはできません。

7 助成対象経費

助成対象経費は、以下（１）～（４）の条件に適合し、「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- （１） 助成事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- （２） 助成対象期間内に発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費（源泉所得税も助成対象期間内に納付することが必要）
- （３） 助成事業者自身が代理人等に直接支出したことが確認できる経費
- （４） 助成対象（使途、単価、為替レート、支払額等）が証憑や書類により確認可能であり、かつ、助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費

※ 通常業務・取引と混合して支払いを行わないでください。やむを得ず混合して支払った場合は、その金額の根拠が確認できる書類とその計算内容を記した資料が必要になります。

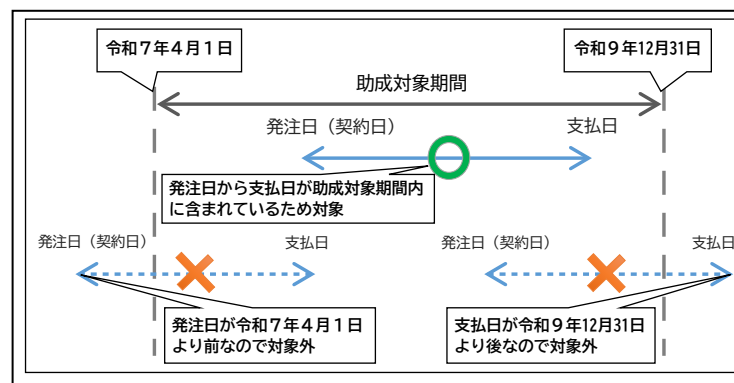
助成対象経費一覧

経費分類	区分	具体的費用
情報収集関連費用	証拠収集費用（初期情報）	出願商標情報入手費用（出願者、出願番号、出願日、登録日、商標、区分）、翻訳費用、代理人費用（国内、現地）
	調査費用	・ 対象企業情報（個人の場合も含む。） ・ 対象商標情報 ・ 対象国における対象商標使用状況（使用の有無、使用開始時期、使用規模・範囲） ・ 対象国での保有商標（登録している場合に限る。） ・ 代理人費用（国内、現地）
異議申立 不使用取消 審判 無効審判 情報提供	行政手続費用	異議申立、不使用取消審判、無効審判に関する行政機関に支払う手続費用、商標出願に対する情報提供に関する費用、代理人費用（国内、現地）
	証拠収集費用	上記に関する証拠収集・調査関連費用、公証費用、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、鑑定書（意見書、見解書）費用
	示談、和解、損害賠償	異議申立、不使用取消審判、無効審判提起後にこれらに関連して行われた示談、和解、損害賠償請求に関する代理人費用（国内・現地）。なお、示談、和解、損害賠償自体の金銭は助成金の対象とはしない。
行政訴訟	行政訴訟費用	異議申立、不使用取消審判、無効審判に関する行政訴訟のために裁判所に支払う手続費用、代理人費用（国内、現地）
	証拠収集費用	上記に関する証拠収集・調査関連費用、公証費用、翻訳費用、代理人費用（国内・現地）、鑑定書（意見書、見解書）費用
	示談、和解、損害賠償	行政訴訟提起後にこれに関連して行われた示談、和解、損害賠償請求に関する代理人費用（国内・現地）。なお、示談、和解、損害賠償自体の金銭は助成金の対象とはしない。

<助成対象経費とならない場合の例>

- ア 助成事業に直接関係のない経費
 - イ 帳票類が不備の経費（契約書若しくは注文書・注文請書、完了報告書類、源泉所得税納付時の領収証書、請求書、振込控、通帳等が確認できない場合）
 - ウ 交付申請書に記載されていない事項に関する経費（対策の対象となる類似商標等の変更や区分又は対象国の追加の場合等）
 - エ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
 - オ 助成事業者の口座から振込先の口座への振込払い以外の方法により支払が行われている経費（現金、手形、小切手等）
 - カ 支払時に、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
 - キ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費
 - ク 類似商標等の取消や無効化に係る対策を複数の事業者で共同実施する場合の、共同実施者間での取引に係る経費
 - ケ 国内消費税
 - コ 国内向けの振込手数料及び振込先負担の場合の振込手数料
 - サ 一般的な市場価格若しくは発注又は契約の内容に対して著しく高額な経費
 - シ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - ス 発注又は契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に未完了の経費
 - セ 民事訴訟に関する経費
 - ソ 鑑定費用（意見書、見解書）について、セカンドオピニオン以降に係る経費
 - タ 口頭による鑑定（意見、見解）の経費
 - チ 出願に要する経費（中間手続に係る経費、登録料、維持年金等も含む）
 - ツ 手続期限を延長するための経費
 - テ 支払額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すことで、支払額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載された金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、知財センターへご確認ください。

<助成対象期間と助成対象経費の関係>



8 申請要件

申請に当たっては、次の（１）～（３）の全ての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成期間が完了する場合はその完了時）まで申請要件を引き続き満たす必要があります。

（１） 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 中小企業者※^１（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体※^２

ウ 一般社団法人及び一般財団法人※^３

※１「中小企業者」とは、次に該当するもので、大企業※^１が実質的に経営に参画※^２していない者を指します。

業種（日本標準産業分類に基づく）	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	３億円以下又は３００人以下
卸売業	１億円以下又は１００人以下
サービス業	５,０００万円以下又は１００人以下
小売業	５,０００万円以下又は５０人以下

注１「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者を指します。ただし、中小企業投資育成㈱、投資事業有限責任組合は除きます。

注２「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合を指します。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。）

※２「中小企業団体」とは、中小企業等協同組合法に基づく組合又は中小企業団体の組織に関する法律第３条に掲げる団体であって、構成員の半数以上が東京都内の事業所で実質的に事業を行っている※^３中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していない者を指します。

注３「東京都内の事業所で実質的に事業を行っている」とは、都内所在を証するために交付申請書に添付する登記簿謄本や開業届けに記載された所在地において、単に建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指し、交付申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

※３「一般社団法人及び一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人又は一般財団法人であって、一般社団法人は社員総会における議決権の２分の１以上を都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者が有しており、大企業が実質的に経営に参画していない者、一般財団法人は設立に際して拠出された財産の価額の２分の１以上が都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者により拠出されており、大企業が実質的に経営に参画していない者を指します。

(2) 組織形態が、次のア若しくはイのいずれかに該当し、それぞれ(ア)(イ)の条件を満たす者

ア 個人事業者以外の場合

(ア) 基準日^{※1}現在で、会社については東京都内に登記簿上の本店又は支店、中小企業団体及び一般社団法人並びに一般財団法人については東京都内に登記簿上の主たる事務所のいずれかがあること

(イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※1「基準日」は、令和7年4月1日を指します。

イ 個人事業者の場合

(ア) 基準日現在で、東京都内に開業届出があること

(イ) 基準日現在で、1年以上、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が1年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている者

※ 上記のア・イのいずれにおいても、助成事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であることが必要です。

(3) 次のア～サの全てに該当する者

ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

イ 同一内容で公社が実施する他の助成金に併願申請していないこと。

ウ 申請日以前に、申請内容に関する知財相談を当センターで受けていること。

エ 事業税等を滞納(分納)していないこと。

オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。

カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「活用状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

ケ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

コ 「東京都暴力団排除条例」(平成23年東京都条例第54号)に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと。

サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など、公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

9 申請

(1) 申請の流れ

※**jGrants**による**申請手続き**と**申請書類の提出**の両方の手続きが必要です。

手順	内容
GビズIDの 発行申請 (未発行の方のみ)	・以下のページにて、法人・個人事業主向け共通認証基盤「GビズIDプライムアカウント」の発行手続きを行ってください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/signup
交付申請書の取得	・以下のページから交付申請書をダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/syouhyoutaisaku/
申請書類の作成	・交付申請書に必要事項を日本語で記載してください。
知財相談の利用	・申請日以前に、申請内容に関する知財相談を当センターで受けてください。
電子申請 (jGrants)	・以下のページから jGrants の公社指定の申請フォームへ遷移し、申請手続きを行ってください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/syouhyoutaisaku/
申請書類の提出	・簡易書留、レターパック、宅配便（信書用）等、記録が残る方法により、下記送付先へお送りください。 ※「海外商標対策支援助成金申請書類在中」と送付物のオモテにご記入ください。 ※持参、普通郵便、FAX、電子メール等によるご提出は、受付いたしません。 ※提出部数は20頁の「巻末1 申請時に提出する書類」の通りです。 1部提出する書類と3部提出する書類は別々にして頂くとともに、 <u>3部提出する書類は1組にまとめ3つの束に分けてください。</u> ※申請書類に不備、不足等がある場合は、修正、追加書類の依頼等の連絡をいたします。余裕をもってお早めにお送りください。 ※申請書類を正式に受理しましたら、交付申請書へ記載された「担当者メールアドレス」へ受付完了のご連絡をお送りします。 ・送付先： 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階 公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター 海外商標対策支援助成金担当 宛 海外商標対策支援助成金申請書類在中 (TEL 03-3832-3656) ・申請受付期間： 随時（最終受付期限：令和7年12月1日（月）17時まで）

(2) 提出書類（紙媒体での提出）

ア 海外商標対策支援助成金交付申請書 3部（正1部・副2部、計3部）

イ 添付書類（3部、もしくは1部。詳細は20頁の「**巻末1 申請時に提出する書類**」を参照）

(3) 留意事項

ア 申請は、国が提供する電子申請システム（jGrants）での申請及び提出書類の提出（送付）が必要です。申請者自身が、公社ページに公開する「電子申請マニュアル」に従って作業してください。

イ jGrantsを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。国の審査により発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。GビズIDに関するご不明点等は、「GビズIDヘルプデスク」へお問い合わせください。

ウ 交付申請書は日本語で記載し、**A4サイズ・片面印刷**でクリップ止めしてください。

エ 添付書類は原則としてA4サイズとしてください（両面記載可、ホチキス止め不可）。

オ 提出書類に不備・不足等がある場合、原則として交付申請書へ記載された「担当者メールアドレス」へ連絡します。追加書類の提出及び説明等を求めることがあります。

カ 提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は公社が求める追加書類等の提出について、公社が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる場合があります。

キ 提出書類の返却や送付依頼には審査の可否に関わらず応じられませんので、申請者が必ず提出書類の控え及びバックアップを取って保管してください。また、申請後の提出書類の加筆、修正等はできません。

ク 期限内にjGrantsで申請手続きをされなかった場合の提出書類、または提出期限を過ぎて提出された提出書類は、適正な申請がされなかったものとして受領せず、廃棄処分とさせていただきますのでご了承ください。

ケ 相談・申請等の他、交付決定後の知財センターとの事務連絡・検査等についても、助成金申請者（代表者又は連絡担当者）ご本人にご対応いただきます。弁理士事務所等の代理人の方による知財センターとの事務連絡・検査等のご対応はご遠慮ください。

コ 提出書類の取得及び作成等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。

10 審査

申請時に提出された書類に基づき審査を行い、助成事業者を決定します。書類審査を原則としますが、必要に応じ面接審査を行う場合があります。

(1) 審査の視点

ア 資格審査

- ・申請要件等

イ 経理審査

- ・財務内容等

ウ 技術審査

- ・対策の目的の妥当性
- ・対策の緊急性
- ・ビジネス上の障害状況の深刻度
- ・対策の効果
- ・対策に関し入手した情報の根拠の妥当性

(2) 審査の留意点

ア 審査は非公開で行います。審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

イ 審査の結果、助成金交付申請額と助成予定額が異なる場合があります。

11 交付決定

(1) 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、提出された交付申請書に記載の申請内容について審査の結果、助成事業とすること及び助成予定額を決定したもので、jGrants を通じて助成金申請者に助成金交付決定通知書（以下、「決定通知書」という。）により通知するものです。助成金の交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

(2) 助成対象期間（助成事業実施期間）

助成事業の実施に当たっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って令和7年4月1日から令和9年12月31日までの間に必ず完了させてください。助成対象となる経費は、この期間に代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費です。また、類似商標等への対策の手續の完了が確認できない場合、助成金は交付されません。

(3) 助成予定額

助成予定額は交付金額の上限額を示し、最終的な交付金額は、完了検査後の査定によって確定され、助成金確定通知書により通知します。査定の結果、助成予定額から減額になることがあります。

12 交付決定後の流れ

(1) 実績報告（詳細は13頁の「14 報告書類」を参照）

助成事業が完了したとき又は各期が終了したときは、速やかに実績報告書と、代理人等への発注又は契約、実施、支払の全てが助成対象期間内に完了したことの確認に必要な帳票類の写しを提出していただきます（完了後15日以内）。

なお、交付決定時点で既に助成事業が完了している場合の実績報告書等の提出は、完了後15日以内に限りません。

(2) 完了検査

提出された実績報告書と帳票類の写しに基づき、実績報告書に記載いただく検査の実施希望場所（原則、実質的に事業を行っている東京都内の事業所）又は公社が指定する場所で完了検査を実施します。内容は、助成対象期間内に助成事業者による類似商標等の取消や無効化に係る対策の手續が完了したことの確認、支払が完了した経費についての確認（証拠書類などの実物との原本照合）等となります。

訪問日は、担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(3) 助成金の額の確定

完了検査後、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。助成金の確定額は、実際に要した助成対象経費に2分の1を乗じて得た額と助成予定額から各期毎に確定した助成金の累計額を引いて得た額のいずれか低い額となります。ただし、千円未満の端数があるときは切り捨てとなります。また、助成対象外経費は除外されます。

なお、類似商標等の取消や無効化に係る対策の複数の事業者による共同実施に係る経費については、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成予定額を決定します。ただし、一件の交付決定に対し500万円を上限とします（3期通算）。

(4) 助成金の請求及び支払

助成金額の確定通知を受けた後、助成金請求書及び印鑑証明書（請求書発行日前3ヵ月以内（発行日同日も可）のもの1通）を提出していただきます。請求書には印鑑証明書と同じ印を押印していただきます。助成金は請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

なお、助成金は期毎に一括の後払いです。

※ アドバイザー等による支援

事業の遂行に当たり、冒認商標対策、海外商標出願等に通じた専門のアドバイザー等が貴社を訪問し、現在の進捗や今後の侵害対応方針について相談に応じます。その他、海外商標対策戦略のブラッシュアップを行うなど貴社に密着した支援を実施します。

13 助成事業の経理

(1) 経理処理及び帳票類の整理

助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、支出その他関係書類は整理して保管していただきます。

(2) 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払は、金融機関による振込払い（助成事業者の口座から振込先の口座への振込）を原則とします。なお、下記を全て満たす場合は、クレジットカードによる経費の支払を可能とします。

ア 助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表者等の名義のカードによる支払は対象外）

イ 当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等、通帳等を提出できること

ウ 当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことを通帳等により確認できること

※ 助成対象期間の終了に近い時期における経費の支払は、金融機関による振込払いをおすすめします。

エ 毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと

14 報告書類

助成事業の実績報告には実績報告書、帳票類の写しの紙媒体での提出が必要になります。

(1) 実績報告書

助成事業実施の経過や実績及び効果、経費の支出明細について記入し、作成していただきます。

(2) 帳票類の写し

帳票類により、助成事業者が代理人等に業務を依頼したこと、その代理人等が業務を完了したこと、助成事業者がその代理人等に対価を支払ったこと等を確認します。なお、確認に必要な書類の提出を追加でご依頼する場合があります。

帳票類の写し（場合分けされている事項を除き、必要事項を全て満たしていることが必要）

No	帳票	必要事項
1～6 共通事項		・発行権者名及び受信者名並びに日付が明記され、各帳票間において矛盾がないこと ・発注又は契約、実施、支払（納税含む）が一貫して助成事業者の名義で行われていること ・1のうち注文書・注文請書の場合と、3の請求書については、当事者の押印に代えて発行権者の記名又は自署も可能。ただし、相手方の記名又は自署の場合は、書類の発行権者の連絡先の記載が必要（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります）。 ※ 電子署名及び認証業務に関する法律第2条に定義する「電子署名」を使用した場合は、押印されたものとして取り扱い、書類の発行権者の連絡先の記載は不要。「電子署名」ではない電子印鑑等は書類の発行権者の連絡先の記載が必要

No	帳票	必要事項
1～3 共通事項		・対策の内容・対策の対象となる商標・区分・対象国・手続当事者(助成事業者が含まれていること)が明記されていること ※ 詳細は 34 頁の「巻末 2 実績報告時に提出する帳票類のサンプル」を参照。
1	契約書	・注文書・注文請書のセットでも可 ・対策の対象商標・区分・手続国・申立人(助成事業者が含まれていること)・内容等が明記されたもの ・当事者の押印(社判又は代表者印、現地代理人に直接依頼した場合はサインでも可)があるもの ※ 電話等の口頭によるもの、電子メールによるもの(現地代理人分を除く)は不可
2	完了報告書類	○ 【共通】代理人等からの完了報告(全ての代理人分(国内及び現地)) ○ 証拠収集が完了したことが分かる書類 ・【翻訳の場合】証拠収集に関する翻訳文 ・【鑑定、意見書・見解書作成の場合】鑑定書、意見書、見解書 ○ 調査が完了したことが分かる書類 ・調査報告書 ○ 行政手続が完了したことが分かる書類 ・異議申立、不使用取消審判、無効審判等の行政機関に対する手続の完了が確認できる書類 ○ 示談、和解、損害賠償 ・示談、和解、損害賠償等の手続の完了が確認できる書類
3	請求書	○ 代理人等からの請求書(全ての代理人分(国内及び現地)) ・請求内容(仕様、単価、数量)、請求金額、支払方法(振込先等)、為替レートが明記されていること ・相手方の押印(社判又は代表者印。現地代理人に直接依頼した場合の請求書はサインでも可)があること ・請求書に記載された発行権者名と振込先の口座名義が整合していること ・国内代理人からの請求書には、現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されていること(現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されていること) ・現地代理人が外貨で請求している場合は、現地代理人の外貨請求額×為替レートの円換算額と国内代理人が請求している円換算額が整合していること ・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること

No	帳票	必要事項
4	振込控	※ 現金、手形、小切手等による振込・支払はすべて対象外 ○ インターネットバンキングによる振込の場合：振込処理完了画面を印刷した書面 <u>※一定期間経過後、取得できなくなることがありますのでご注意ください。</u> ○ A T M（現金自動預払機）による振込の場合：振込控 ○ 金融機関の窓口による振込の場合：金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（控え） ※ 上記 3 つの方法による振込の場合は、次の 2 つの要件を満たすこと ・助成事業者の名義の口座から振り込まれていること ・振込先（請求書記載の振込先と整合すること）の口座名義・口座番号・日時・振込金額等が明記されていること ○ クレジットカードによる支払の場合：当該経費の決済や付与されたポイントが確認できる月次発行の利用明細書等 ・助成事業者名義のクレジットカードによる支払であること（助成事業者名義ではない法人代表者等の名義のカードによる支払は対象外） ・当該経費支払額の金融機関口座からの引落しが助成対象期間内に完了したことを通帳等により確認できること ・毎回の支払額を一定として定期的に返済を継続する支払方法ではないこと
5	源泉所得税 納付時の 領収証書	○ 金融機関の窓口等による納付の場合：金融機関の領収印のある領収証書 ○ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付の場合：「受信通知（納付区分番号通知）」及び所得税徴収高計算書 ※ 源泉所得税の納付についても下記 6 を提出すること
6	通帳 又は 当座勘定 照合表	○ 通帳又は当座勘定照合表による場合：表紙、表紙の裏面、振込金額が明記されているページ（当該取引以外の行は黒塗りで可） ○ 通帳又は当座勘定照合表の実物によらない場合：インターネット等でダウンロード可能な入出金表で、振込金額が明記されているもの ※ 振込控に記載された振込金額合計と通帳等の振込金額が整合していること

15 事業計画の変更・中止

助成金の交付決定通知を受けた後、次の（１）～（３）に該当する場合は、所定の手続きを行う必要があります。ただし、正当な理由がないと判断された場合は、認められない場合があります。所定の手続きを行わずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

- （１） 交付申請書に記載された助成事業の内容を著しく変更しようとするとき
※交付申請書に記載された対策の対象となる類似商標等の変更や区分又は対象国の追加等の変更はできません。
※対象国の削減は事業計画の変更には含まれません。
- （２） 助成事業を中止しようとするとき
- （３） 代表者等（名称、所在地、代表者名、実印）の変更をしたとき

16 助成事業完了後の注意事項

- （１） 知財センター職員による調査
助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類等について、完了検査とは別に現地調査を行い、報告を求めることがあります。
- （２） 活用状況報告書の提出
助成事業者には助成事業の成果の活用に努めていただきます。助成事業の完了した日（助成金確定通知書の日付）の属する会計年度の終了後、その翌年度から３年間、各年度が終了する毎に、助成事業に係る過去１年間の活用状況について、類似商標等の取消や無効化に係る対策の成否に関わらず、活用状況報告書を提出していただきます。
- （３） 関係書類の保存
助成事業に関する帳簿及び書類は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければなりません。

17 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者は、決定通知書のほか、募集要項及び決定通知書に併せて交付する事務の手引きにより要求される事柄を遵守しなければなりません。これを遵守しない場合、助成金の額の確定において所要の措置を講ずること、又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。

また、助成事業者、外注（委託）先の事業者その他助成事業の関係者（以下「助成事業者等」という。）が、次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。なお、助成金が既に助成事業者に交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 助成事業について交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 助成事業者が偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む）
- (3) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 助成事業者が東京都内事業所で実質的に事業を行っているとは認められないとき。
- (5) 助成事業について申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (7) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8) 助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9) 助成事業者等が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (10) 助成事業者等が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると公社が判断したとき。
- (11) その他、助成事業又は助成事業者として公社が不適切と判断したとき。

※ 不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

18 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成金申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を無料で行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください。

補足 よくあるご質問

1 申請資格・要件について

Q 申請要件の中小企業者の定義における、常時使用する従業員数の範囲はどこまでですか？パート等の扱いはどうなるのですか？

A 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告が必要な人員は従業員に含みます。

Q 申請要件の中小企業者の定義における、従業員数には、当社から関連会社への出向社員は含まれますか？

A 出向社員は、出向元の従業員扱いとなるため、含まれます。

Q 医療法人、学校法人、宗教法人等は申請できますか？

A 医療法人、学校法人、宗教法人等については、申請していただくことはできません。

Q 個人事業者とはどのような人を言うのですか？

A 国税庁の「タックスアンサー」では、同種の行為を反復、継続、独立して行うことを「事業」と定義しています。従って、個人でこの定義に従う「事業」を営んでいる方を、本助成金においては個人事業者と言います。

Q 本助成金で申請した類似商標等の取消や無効化に係る対策と同一の類似商標等の取消や無効化に係る対策を対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできますか？

A 本助成金で申請した類似商標等の取消や無効化に係る対策と同一の類似商標等の取消や無効化に係る対策を対象として、他の公的機関の助成金に併願申請することはできます。しかし、同一の類似商標等の取消や無効化に係る対策を対象として助成金を受けることはできないため、両方に採択された場合は、一方を辞退していただきます。

Q 過年度に本助成金に採択されましたが、別の類似商標等の取消や無効化に係る対策を対象として新たに助成金申請することはできますか？

A 過年度とは別の類似商標等の取消や無効化に係る対策であれば、申請できます。過年度と同一の類似商標等の取消しや無効化に係る対策である場合は、申請できません。

Q 事業税はどのような税ですか？課税されていない場合に必要な書類はありますか？

A 事業税とは、事業を営む法人（法人事業税）、個人（個人事業税）に課税される地方税です。課税されていない場合は都税事務所に非課税の証明書が発行されます。なお、個人事業者で、事業税が非課税の方は、税務署発行による所得税納税証明書（その1）の原本が必要です。

- Q 決算月の関係で、直近の確定申告書類がまだ完成していないので提出できませんが、確定申告書類の提出はどのようにしたらよいでしょうか？
- A 直近の確定申告書類の完成が、助成金申請時に間に合わない場合は、その前の期の確定申告書類を提出してください。
- Q 決算月の変更により、決算の対象期間が 12 か月に満たない決算期がありますが、決算報告書の提出はどのようにしたらよいでしょうか？
- A 決算の対象期間の合計が 24 か月以上となるように、複数期の決算報告書を提出してください。

2 助成対象について

- Q 助成対象期間より前に類似商標等の取消や無効化に係る対策が終わっていますが、対策に係る経費は助成対象となりますか？
- A 助成対象となる経費は、助成対象期間内に発注又は契約、実施、支払の全てが完了した経費です。従って、助成対象期間より前に発注又は契約、実施、支払のいずれかが完了している場合、当該対策に係る助成対象となりません。
- Q 類似商標等の取消や無効化に係る対策を複数の事業者で共同実施する場合は、助成対象となりますか？
- A 助成対象となりますが、助成金申請者の費用負担割合に応じて助成金の額を決定します。
- Q 日本国内における類似商標等の取消や無効化に係る対策は助成対象となりますか？
- A 日本国内における類似商標等の取消や無効化に係る対策は助成対象となりません。

巻末1 申請時に提出する書類

(1) 申請書類一覧(○印：提出が必須、△印：当てはまる場合に提出)

※ 組織形態内に記載されている「団体等」は、中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人を指します。

組織形態			提出部数	提出書類 ※書類の中に、日本語以外の言語のものがある場合は、 <u>日本語の翻訳文をあわせて添付</u> してください。 ※以下の他、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。 例：助成金交付申請額の根拠を確認のための見積書 等
会社	個人事業者	団体等		
○	○	○	3	海外商標対策支援助成金交付申請書
○		○	1	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の原本 ※書類提出日時点で発行後3か月以内
	○		1	個人事業の開業届出書の写し 【注1】
○		○	各1	直近の法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）の原本 ※【未決算の場合】代表者の直近の所得税納税証明書（その1）（税務署発行）及び代表者の直近の住民税納税証明書（区市町村発行）
	○		各1	直近の個人事業税の納税証明書の原本（都税事務所発行）及び直近の代表者の住民税納税証明書の原本（区市町村発行） ※【個人事業税が課税されない場合】代表者の所得税納税証明書（その1）（税務署発行）
△			1	【助成金申請者が子会社の場合】親会社が中小企業であることを証する書類の写し 【注2】
		○	1	定款、名簿、総会の議事録（助成金交付申請等について議決したもの）のそれぞれの写し 【注3】
○	○	○	各1	直近2期分の税務署へ提出した確定申告書の写し ※【個人事業者以外の場合】別表一、二、決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表 等）、法人事業概況説明書 ※【個人事業者の場合】収支内訳書又は青色申告決算書、貸借対照表等の全て ※【創業2年未満の場合】直近1期分で可 ※【未決算の場合】事業遂行を裏付ける資金保有の状況が分かる書類（残高証明書等）
○	○	○	3	第三者が有するビジネスの障害となっている類似商標等の登録原簿若しくはそれに相当する資料又は出願中の公報等の記載若しくはそれに相当する資料の写し
○	○	○	3	ビジネスの障害となっている類似商標等に関し申請者が有する商標の公報又はそれに相当する資料の写し
△	△	△	3	【申請者が有する商標の先行商標調査を外部委託した場合】 調査報告書（調査内容、調査結果、類似商標、調査結果に基づく登録可能性に関する弁理士等専門家の見解の全てが記載されたもの）の写し
△	△	△	3	【申請者が有する商標の先行商標調査を申請者自身で実施した場合】調査した際の資料の写し

※ マイナンバーが記載された書類は受領できませんので、ご注意ください。（確定申告書や開業届出書等でマイナンバーが記載されている場合には黒塗りにしてご提出ください。）

注1 個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください（証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください）。

注2 親会社の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（書類提出日時点で発行後3か月以内）及び社歴書等の親会社の業種と従業員数が確認できる書類の写し

注3 名簿の記載事項として、事前に下記をご確認ください。

- ・【中小企業団体の場合】組合員の登記簿上の所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること（組合員に個人が含まれる場合は、当該個人の開業届出の有無・開業届出

上の所在地が記載されていること)

- ・【一般社団法人の場合】社員の有する議決権・所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること(社員に個人が含まれる場合は、社員の有する議決権・当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること)
- ・【一般財団法人の場合】財産の拠出者の拠出額・所在地・資本金・従業員数・大企業が実質的に経営に参画していることの有無が記載されていること(財産の拠出者に個人が含まれる場合は、当該個人の財産の拠出額・当該個人の開業届出の有無・開業届出上の所在地が記載されていること)

(2) 申請書類のサンプル

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

履歴事項全部証明書	
東京都〇〇区△△□丁目××番◎号 株式会社〇〇〇〇	
※現在事項全部証明書は不可	
会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-□□□□□□
商号	株式会社△△△△ 株式会社〇〇〇〇
本店	東京都××区□□〇丁目△△番☆号 東京都〇〇区△△□丁目××番◎号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社設立の年月日	◆◆年◆月◆日
※都内に本店又は支店の登記があること ※支店の場合は、令和7年4月1日以前に支店登記されていること	
△△年△月△日移転 ☆☆年☆☆☆☆日登記	
※令和7年4月1日以前に設立登記されていること	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(〇〇法務局管轄)

▼▼年▼月▼日

〇〇法務局
登記官

登 記 一 郎

職
印

※書類提出日時点で発行後3か月以内であること

・法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）の例

※ 1 枚に事業税と都民税を記載しても可

※直近期であることを確認

・住民税納税証明書（区市町村発行）の例

納 税 証 明 書						
納 税 義 務 者		氏名（名称）	〇〇 〇〇			
		住所（所在）	〇〇区△△□丁目×番◎号			
年 度	税 目	納付すべき税額	納付済税額	未 納 額	満期未到来額	備考
〇〇 □□	個人住民税	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	0円	特別徴収につき
	(以下余)					
※直近期であることを確認 ※個人住民税であることを確認 ※未納額が満期未到来額を上回っていないことを確認						
上記のとおり相違ないことを証明します。 〇〇年〇月〇〇日 〇〇区長 村区 長市 印町						

※区市町村発行であることを確認
※納付時の領収証書は不可

・個人事業税納税証明書（区市町村発行）の例

納 税 証 明 書						
納 税 義 務 者		氏名（名称）	〇〇 〇〇			
		住所（所在）	〇〇区△△□丁目×番◎号			
年 度	税 目	納付すべき税額	納付済税額	未 納 額	満期未到来額	備考
〇〇 □□	個人事業税	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	0円	特別徴収につき
	(以下余)					
※直近期であることを確認 ※個人事業税であることを確認 ※未納額が満期未到来額を上回っていないことを確認						
上記のとおり相違ないことを証明します。 〇〇年〇月〇〇日 〇〇区長 村区 長市 印町						

※区市町村発行であることを確認
※納付時の領収証書は不可

ウ 個人事業の開業届出書

税務署受付印		1 0 4 0																															
個人事業の開業・廃業等届出書																																	
納税地		○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -) (TEL - -)																															
上記以外の 住所地・ 事業所等		納税地以外に、〒地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)																															
フリガナ		生年月日 ○大正 ○昭和 年 月 日生 ○平成																															
氏名		(印)																															
個人番号																																	
職業		フリガナ 屋号																															
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																																	
届出の区分 (該当する文字を ○で囲んでくだ さい。)		開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名																															
所得の種類		○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得[廃業の場合……○全部・○一部()]																															
開業・廃業等日		開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日																															
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合		新増設、移転後の所在地 (電話) 移転・廃止前の所在地																															
廃業の事由が法 人の設立に伴う ものである場合		設立法人名 法人納税地 年 月 日																															
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無		「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 ○有・○無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 ○有・○無																															
事業の概要 (できるだけ具体 的に記載します。)																																	
給与等の支払の 状況		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員数</th><th>給与の定め方</th><th>税額の有無</th><th rowspan="4">その他参考事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>専従者</td><td>人</td><td></td><td>○有・○無</td></tr><tr><td>使用人</td><td></td><td></td><td>○有・○無</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>○有・○無</td></tr></tbody></table>				区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	人		○有・○無	使用人			○有・○無	計			○有・○無											
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																													
専従者	人		○有・○無																														
使用人			○有・○無																														
計			○有・○無																														
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の 提出の有無		○有・○無 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日																															
関与税理士		<table border="1"><thead><tr><th>整理番号</th><th>関係部門</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>番号確認</th><th>身元確認</th></tr></thead><tbody><tr><td>01</td><td>関係部門</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>☐済 ☐未済</td></tr><tr><td colspan="2">整理</td><td>通信日付印の年月日</td><td>確認印</td><td colspan="3">確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()</td></tr><tr><td colspan="2">備考</td><td>年 月 日</td><td></td><td colspan="3"></td></tr></tbody></table>				整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認	01	関係部門					☐ 済 ☐ 未済	整理		通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()			備考		年 月 日				
整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認																											
01	関係部門					☐ 済 ☐ 未済																											
整理		通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()																													
備考		年 月 日																															

・個人事業の開業届出書を紛失した場合、税務署で開示請求をして提出済の証明を受けてください(証明書が発行されるまでに数か月を要する場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください)。

・確定申告書別表一の例

・確定申告書別表一次葉の例

		事業年度等		法人名		別表一(一次業)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39		四・一以後終了事業年度等分
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55		
	所得金額 (50) + (51)	52	000	法人税額 (54) + (55)	56		
	所得金額 (1)	53	000	法人税額 (56)の23.4%又は23.2%相当額	57		
地方法人税額の計算							
	所得の金額に対する法人税額 (33)	58	000	(58)の4.4%相当額	60		
	課税留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61		

・確定申告書別表二の例

同族会社等の判定に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	別表二
同族会社等の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特	②の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	⑨と⑩の上位3順位の株式数又は出資の金額	2		定	株式数等による判定	12	%
	株式数等による判定	3	%	同	②の上位1順位の議決権の数	13	
	議決権の数による判定	4	%	族	議決権の数による判定	14	%
	議決権の数による判定	5	%	会	②の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	議決権の数による判定	6	%	社	社員の数による判定	16	%
	議決権の数による判定	7	%	の	特定同族会社の判定割合	17	
	議決権の数による判定	8	%	判	判定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社
議決権の数による判定	9	%	定				
判定基準となる株主等の株式数等の明細							
順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者			判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等	株式数又は出資の金額等	議決権の数
株式数等	住所又は所在地	氏名又は法人名	との続柄	19	20	21	22
			本人				

※株主の記載があること

・貸借対照表の例

貸借対照表			
〇〇年〇月〇日現在			
〇〇〇〇株式会社		(単位: 円)	
資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
現金及び預金	【〇〇,〇〇〇,〇〇〇】	未払金	〇,〇〇〇,〇〇〇
売掛金	〇,〇〇〇,〇〇〇	短期借入金	〇,〇〇〇,〇〇〇
立替金	〇,〇〇〇,〇〇〇	未払法人税等	〇,〇〇〇,〇〇〇
前払費用	〇,〇〇〇,〇〇〇	預り金	〇,〇〇〇,〇〇〇
【固定資産】		【固定負債】	〇,〇〇〇,〇〇〇
付属設備	【〇,〇〇〇,〇〇〇】	長期借入金	〇,〇〇〇,〇〇〇
工具器具備品	〇,〇〇〇,〇〇〇	負債の部合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇,〇〇〇,〇〇〇	純 資 産 の 部	
【投資その他の資産】		【株主資本】	〇,〇〇〇,〇〇〇
長期前払費用	【〇,〇〇〇,〇〇〇】	資本金	〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇,〇〇〇,〇〇〇	利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
		その他利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
		繰越利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
資産の部合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	負債及び純資産合計	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

・損益計算書の例

損 益 計 算 書		
自 ○年○月○日		
至 ○年○月○日		
○○○株式会社		(単位: 円)
科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
【売上原価】		
仕 入 高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	
期 末 棚 卸 高	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
売 上 総 利 益	〇,〇〇〇,〇〇〇	
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		〇,〇〇〇,〇〇〇
営 業 利 益 額		〇,〇〇〇,〇〇〇
【営業外収益】		
受 取 利 息	〇〇〇	〇〇〇
【営業外費用】		
支 払 利 息	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇
雑 損 失	〇〇	
営 業 外 費 用 合 計		〇〇〇,〇〇〇
経 常 利 益 金 額		〇〇〇,〇〇〇
税 引 前 当 期 利 益 金 額		〇〇〇,〇〇〇
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		〇〇,〇〇〇
当 期 純 利 益 金 額		〇〇〇,〇〇〇

・販売費及び一般管理費内訳書の例（※損益計算書に内訳の記載がある場合は不要）

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 内 訳 書		
自 ○年○月○日		
至 ○年○月○日		
○○○株式会社		(単位: 円)
科 目	金 額	
役 員 給 与	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
給 料 手 当	〇,〇〇〇,〇〇〇	
法 定 福 利 費	〇〇〇,〇〇〇	
福 利 厚 生 費	〇〇〇,〇〇〇	
外 注 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
広 告 宣 伝 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
接 待 交 際 費	〇〇〇,〇〇〇	
旅 費 交 通 費	〇〇〇,〇〇〇	
通 信 費	〇〇,〇〇〇	
水 道 光 熱 費	〇〇,〇〇〇	
支 払 手 数 料	〇〇〇,〇〇〇	
地 代 家 賃	〇〇〇,〇〇〇	
保 険 料	〇〇〇,〇〇〇	
租 税 公 課	〇〇〇,〇〇〇	
支 払 報 酬	〇〇〇,〇〇〇	
雑 費	〇〇,〇〇〇	
販売費及び一般管理費合計		〇,〇〇〇,〇〇〇

・株主資本等変動計算書の例

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書			
		自	〇年〇月〇日
		至	〇年〇月〇日
〇〇〇株式会社		(単位： 円)	
株主資本			
資本金	当期首残高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	当期変動額	<u>〇</u>	
	当期末残高	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	当期変動額	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
	当期末残高	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
利益剰余金合計	当期首残高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	当期変動額	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
	当期末残高	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
株主資本合計	当期首残高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	当期変動額	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
	当期末残高	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
純資産延合計	当期首残高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
	当期変動額	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	
	当期末残高	<u>〇,〇〇〇,〇〇〇</u>	

・個別注記表の例

<u>個 別 注 記 表</u>	
自 〇年〇月〇日 至 〇年〇月〇日	
1. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
② 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
2. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
② 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

・法人事業概況説明書（表）の例

法人事業概況説明書										F B 1 0 0 6	
別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等と一緒に添付して提出してください。 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別添記載の上、添付願います。										整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		法人名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		事業年度 〇〇年〇〇月〇〇日		自 〇〇年〇〇月〇〇日		税務署 〇〇〇〇〇〇〇〇		処理欄 〇〇〇〇〇〇〇〇	
電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		本社ホームページの有無 ☐有 ☐無		本社ホームページアドレス 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		支店・店舗数 〇〇〇		国内子会社の数 〇〇		海外子会社の数 〇〇	
1 事業内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		(1) 支店・店舗数 〇〇〇		(2) 国内子会社の数 〇〇		(3) 海外子会社の数 〇〇		(4) 支店・店舗の売上高 〇〇〇〇〇〇〇〇		(5) 国内子会社の売上高 〇〇〇〇〇〇〇〇	
4 期末従業員等の状況 〇〇〇〇		5 P C の利用状況 〇〇〇		6 販路の開拓状況 〇〇〇		7 株主又は株式所有異動の有無 ☐有 ☐無		8 経理者の経歴 〇〇〇		9 役員又は役員報酬の異動の有無 ☐有 ☐無	
10 売上（収入）高 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		11 特別損失 〇〇〇〇〇〇〇〇		12 税引前当期損益 〇〇〇〇〇〇〇〇		13 主要な設備等の状況 〇〇〇		14 決算日等の状況 〇〇〇		15 帳簿書類の備付状況 〇〇〇	

・法人事業概況説明書（裏）の例

12 事業形態 〇〇〇		13 主要な設備等の状況 〇〇〇		14 決算日等の状況 〇〇〇		15 帳簿書類の備付状況 〇〇〇		16 税理士の関与状況 〇〇〇		17 加入組合等の状況 〇〇〇	
(1) 事業の状況 〇〇〇		(2) 事業内容の特異性 〇〇〇		(3) 売上区分 〇〇〇		(4) 売上区分 〇〇〇		(5) 売上区分 〇〇〇		(6) 売上区分 〇〇〇	
18 月別 〇〇〇		19 売上（収入）金額 〇〇〇		20 仕入金 〇〇〇		21 外注費 〇〇〇		22 人件費 〇〇〇		23 源泉徴収税額 〇〇〇	
24 売上（収入）高 〇〇〇		25 特別損失 〇〇〇		26 税引前当期損益 〇〇〇		27 主要な設備等の状況 〇〇〇		28 決算日等の状況 〇〇〇		29 帳簿書類の備付状況 〇〇〇	

・青色申告決算書の例

年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所		フリガナ氏 名		印	依頼所所在地
事業所所在地		電 話 号	(日 宅) (事業所)		氏 名 (名称)
業 種 名	業 号	加 入 団 体 名			電 話 号

年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消 耗 品 費	⑩	貸 倒 引 当 金	㉔
売上原価	②	減価償却費	⑪		㉕
間接費(製品別)	③	福利厚生費	⑫	計	㉖
仕入金額(製品別)	④	給料賃金	⑬	専従者給与	㉗
小 計 (②+③)	⑤	外 注 工 賃	⑭	貸 倒 引 当 金	㉘
間接費(製品別)	⑥	利子割引料	⑮		㉙
差引原価(④-⑤)	⑦	地 代 家 賃	⑯	計	㉚
差 引 金 額 (①-⑦)	⑧	貸 倒 金	⑰		㉛
			⑱		㉜
租 税 公 課	⑨		㉞	青色申告特別控除前の所得金額 (⑧+㉔-㉚)	㉝
運 送 運 賃	⑩		㉟	青色申告特別控除額	㉞
水 道 光 熱 費	⑪		㊱		
旅 費 交 通 費	⑫		㊲	所 得 金 額 (㉝-㉞)	㉟
通 信 費	⑬		㊳		
広 告 宣 伝 費	⑭		㊴		
接 待 交 際 費	⑮	雑 費	㊵		
損 害 保 険 料	⑯	計	㊶		
修 繕 費	⑰	差 引 金 額 (⑧-⑱)	㊷		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

控 用
 ○申告には、必ず
 提出用
 を使ってください。

年分

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家賃収入等		
雑収入		
計		

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
その他(人分)						
計						

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

貸倒引当金による本年分繰入額	金額
① 貸倒引当金による本年分繰入額	
② 一括評価による本年分繰入額	
③ 本年分繰入限度額	
④ 本年分繰入額	
⑤ 本年分の貸倒引当金繰入額	

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

青色申告特別控除額	金額
⑥ 本年分の不動産所得の金額	
⑦ 青色申告特別控除前の所得金額	
⑧ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合	
⑨ 上記以外の場合	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

巻末2 実績報告時に提出する帳票類のサンプル

ア 注文書及び注文請書（例示は異議申立）

- ・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
- ※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

注 文 書	
〇〇〇〇弁護士事務所 御中	〇〇年〇〇月〇〇日 注文書番号: 〇〇〇
・ 受信者名が明記されていること	・ 日付が明記されていること
・ 助成事業者の名義で発行権者名が明記されていること	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇町●-■ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 TEL: 03-××××-△△△△
・ 押印があること（押印に代えて発行権者の記名又は自署も可）	印
摘要	
異議申立の対象となる商標: 〇〇〇〇	
区分: 第〇類	
手続国: 〇〇	
申立人: 株式会社〇〇〇〇	
上記にかかる異議申立	
備考	
履行完了を確認した後、振込により代金を支払うものとする。	
助成対象外の内容は本注文書に含みません。	
履行完了を確認するために提出を求める書類:	
・ 代理人等からの完了報告（貴所及び現地）	
・ 異議申立の完了が確認できる書類	
・ 現地代理人等からの請求書	
※ 請求書は、請求日、請求内容（仕様・単価・数量等）、請求金額、支払方法（振込先等）、為替レート等が明記されたもの	
・ その他出願に関する書類	

- ・ 対策の対象となる商標・区分・手続国・申立人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されていること
- ・ 「助成対象外の内容は当該書類に含まない」旨が注記されていること

※ 履行完了を確認するために提出を求める書類は実績報告時に必要となるため、発注時に必ずご確認ください。

※ 注文書を1枚にまとめなくても可

・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと
※電話等の口頭、及び電子メールによるものは不可

・助成事業者の名義で受信者名が
明記されていること

注文請書

〇〇年〇〇月〇〇日
請書番号:〇〇〇

・日付が明記されていること

株式会社〇〇〇〇

・発行権者名が明記されていること
・押印があること（押印に代えて発行権者の記名又は自署も可。ただし、書類の発行権者の連絡先の記載が必要）

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区〇〇町●-■
〇〇〇〇弁護士事務所
所長 〇〇〇〇
TEL:03-××××-△△△△

印

摘要

異議申立の対象となる商標:〇〇〇〇

区分:第〇類

手続国:〇〇

申立人:株式会社〇〇〇〇

上記にかかる異議申立

備考

振込により代金をお支払いください。

助成対象外の内容は本注文請書に含みません。

履行を完了した際に提出する書類:

・代理人等からの完了報告(当所及び現地)

・異議申立の完了が確認できる書類

・現地代理人等からの請求書

※請求書は、請求日、請求内容(仕様・単価・数量等)、請求金額、支払方法(振込先等)、
為替レート等が明記されたもの

・その他出願に関する書類

・対策の対象となる商標・区分・手続国・申立人（助成事業者が含まれていること）・内容等が明記されていること

・注文書と内容が整合していること

※助成対象外の内容が注文請書に含まれていないことをご確認ください。

・履行完了を確認するために提出する書類が注記されていること

※履行完了を確認するために提出する書類は実績報告時に必要となるため、請書受領時にも必ずご確認ください。

※注文請書を1枚にまとめなくても可

※注文請書に代えて、注文書の内容を請負する旨の文言、及び請負日付・代理人名が記載され、かつ代理人により押印された注文書で代用することも可

イ 請求書（例示は異議申立）

・発行権者名及び受信者名並びに日付について、他の帳票類と矛盾がないこと

・助成事業者の名義で受信者名が明記されていること

御 請 求 書

〇〇年〇〇月〇〇日
請求書番号: 〇〇〇

・日付が明記されていること

株式会社〇〇〇〇 御中

異議申立の対象となる商標: 〇〇〇〇

区分: 第〇類

手続国: 〇〇

申立人: 株式会社〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町●-■

〇〇〇〇弁護士事務所

所長 〇〇〇〇

TEL: 03-XXXX-XXXX

印

・件名・対策の対象となる商標・区分・手続国・申立人が明記されていること

金額 ¥197,727

・発行権者名が明記されていること
・契約書等の当事者名と整合していること
・押印があること（押印に代えて発行権者の記名又は自署も可。ただし、書類の発行権者の連絡先の記載が必要）

摘要	数量	単価	金額
当所異議申立手数料	1	130,000	130,000
現地代理人費用(USD〇〇〇.〇〇)	1	65,000	65,000
海外送金振込手数料	1	3,000	3,000
小計(A)			198,000
消費税(B)			13,000
源泉税(C)			13,273
請求額(A+B+C)			197,727

備考

〇/〇レート: 1USD=〇〇〇.〇〇円

代金は下記へお振込みください。

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇弁護士事務所

・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること

- ・内容・数量・単価・金額・支払方法（振込先等）・為替レート等が明記されていること（翻訳料を含む場合はその旨も明記すること）
- ・現地代理人からの請求額と整合する請求額が明記されたこと（現地代理人が外貨で請求している場合は外貨額も明記されたこと）
- ・上記の外貨額×為替レートの円換算額と請求書に記載されている円換算額が整合していること
- ・国内代理人の請求書の場合は、消費税額が明記されていること
- ・請求書に記載された発行権者名と振込先の口座名義が整合していること

※請求書を1枚にまとめなくても可

※代理人事務所が弁理士法人や会社ではない場合、源泉徴収税額が明記されていること